

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る評価検討会 議事次第

日 時：令和4年12月23日(金) 15:00～

開催方法：オンライン開催(Zoom)

※事務局会場（かでの2.7 610 会議室）

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 優先マークの募集状況等について
- (2) 各構成員の採点状況について
- (3) 道民投票について
- (4) その他

### 3 閉会

---

#### 【配布資料】

- ・資料1：出席者一覧
- ・資料2：優先マークの概要
- ・資料3-1：採点状況の概要
- 資料3-2：審査作品集（合算後上位順）
- ・資料4：道民投票について
  
- ・参考資料1：実施要綱
- ・参考資料2：公募要項
- ・参考資料3：評価検討会開催要領
- ・参考資料4：道民投票実施要領

「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る評価検討会  
出席者一覧（敬称略・順不同）

1 構成員

(1) 石狩市保健福祉部子ども政策課 子ども・子育て担当	わかまつ 若松	しおり 栞
(2) 三笠市企画財政部企画調整課定住対策係 係長	まつき 松木	かおる かおる
(3) 有限会社寺島デザイン制作室 代表取締役	てらしま 寺島	まさゆき 賢幸
(4) 北海道カラーユニバーサルデザイン機構 理事	きたな 北名	ゆみこ 由美子
(5) イオン北海道株式会社経営管理統括部 執行役員 環境・社会貢献・広報・IR部長	たまお 玉生	すみえ 澄絵
(6) NPO法人子育て応援かぎぐるま 代表理事	やまだ 山田	ともこ 智子
		合計6名

2 運営事務局

(1) 北海道保健福祉部子ども未来推進局 局長（座長）	たけざわ 竹澤	たかお 孝夫
(2) // 子ども子育て支援課 課長	きくや 菊谷	かつみ 克己
(3) // 子ども子育て支援課 課長補佐	なかむら 中村	ひろし 浩
(4) // 子ども子育て支援課 主任	ふくだ 福田	ゆうき 雄基
(5) 株式会社インサイト第2ビジネスプロデュース ディレクター	よしずみ 吉住	あきひろ 明博
(6) // // オペレーター	かんばら 神原	たくま 琢麻
(7) // // オペレーター	はせがわ 長谷川	こうき 皓輝
		合計7名

# 【R4新規】北海道妊婦・子育て世帯の優先マークの概要

## ○事業概要

妊娠の中の方や子育て世帯が安心して外出できるよう、道内の公共施設や民間商業施設などに優先マークを掲示し、様々なサービスを提供することで、子育て環境の整備を図る。

《参考:これまでの取組》

- ・H18～ どさんこ・子育て特典制度（協賛店舗でカードを提示することで割引サービス等が受けられる制度）
- ・H23～ 赤ちゃんのほっとステーション（授乳・おむつ交換施設の普及等を目的として道が施設登録等を実施する制度）



特典カード



登録ステッカー

## ◇子育て世帯の外出に関するアンケート(概要)

・新型コロナウイルスによる外出頻度への影響	⇒	減少 84.4% 増加 0.3%
・外出手段として最も多いもの	⇒	自家用車 69% 徒歩(ベビーカー等) 24%
・外出先の設備で不便に感じる事	⇒	駐車場が狭い 27% 授乳・おむつ替え 17%
・優先マークの必要性	⇒	必要 77% 不要 3%
・優先マークの設置希望箇所	⇒	駐車場 59% トイレ 24% エレベーター 7% タクシー 1%

※道内子育て支援拠点の利用者736名の回答結果

## ○対象となる方

- ・妊娠中の方がいる世帯
- ・ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯

## ○優先マークの掲示により提供されるサービスの例

- ・公共施設・民間商業施設等の駐車場への優先スペースの設置
- ・離乳食等の電子レンジ等での温めサービス
- ・会計時に行列ができていない場合の優先案内
- ・補助便座・オムツ交換台等のトイレ等への設置
- ・緊急時対応(特に妊婦)の研修を受講したタクシー車両への掲示

※その他、様々なアイデアを募集の上、積極的に認定予定

## デザインの募集・選考方法等について

### ○募集方法

- ・様々なアイデアを広く募集するため、公募により実施。
- ・公募要項の作成・公募の開始（9月16日～11月30日）
- ・周知の方法
  - 道及び市町村HPによる広報
  - 公募ガイド社HPによる広報
  - 道内大学校・高等学校等への周知
- ・応募条件
  - 日本国内に在住する個人又は団体であれば、プロ・アマ問わずどなたでも可能。1人（1団体）3点まで。

### ○公募状況

- ・応募総数：80作品
- ・提出方法
  - 公募ガイド社HPシステム：70作品
  - 郵送等による応募：10作品

### ○作品の選考方法

- ・評価検討会の構成員による事前採点
- ・評価検討会の開催 → 作品を4作品以内に選考
- ・道民投票の実施 → 最終作品1点を確定（詳細別途）

※2月末を目途に最終作品を公表予定

# 道民投票について

## ○最終作品1点の選考方法

- ▶インターネットを活用したオンライン投票

## ○実施理由

- ▶「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」が広く普及するためには、道内における優先マークの認知度の向上が必要であるほか、優先マークに愛着を持っていただくことが重要であることから、優先マークの選考過程において、道民の意見を確認することによって、認知度の向上を図るとともに、より広く道民に受け入れられるデザインを選定するため、道民投票を実施。

## ○投票ができる者

- ▶投票時点において、現に道内に居住する者

## ○投票回数

- ▶1人につき1回（1票）まで。最も優れている作品1点に投票

## ○オンライン投票に係る投票フォーム（ウェブサイト）等の作成条件

- ▶優先マークを作成する道の事業目的を記載します。
- ▶デザインを作成した製作者の作成意図を記載します。
- ▶道外在住者及び重複した投票をさけるため、居住する道内市町村名、氏名、連絡先（電話番号・メール）を記載していただきます。
- ▶投票時、当該作品に投票した理由を記載する自由記述欄を設けます。

## ○その他

- ▶道民投票の実施の前に、作品が他の商標権を侵害した作品でないか、弁理士事務所に依頼の上、調査を実施していただきます。なお、他作品の権利侵害の可能性が確認された場合は、道民投票の対象外とします。

※弁理士事務所の調査結果の判明後、速やかに道民投票を実施予定（1月末～2月初旬開始）。

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」作成事業実施要綱

### 1 目的

妊娠中の方を含めた子育て世帯（以下「子育て世帯等」という。）が安心して外出できる環境づくりに向け、道内の公共施設や民間商業施設等に掲示し、子育て世帯等に対して様々な優先サービスを提供するシンボルマークとなる「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」（以下「優先マーク」という。）を作成するため、優先マークのデザインの募集、選考及び表彰等に関し必要な事項を定める。

### 2 優先マークのデザインの募集

優先マークのデザインについては、様々なアイデアを広く募集するため、公募するものとする。なお、公募条件の詳細については、別に定める。

### 3 公募作品の選考方法

- (1) 公募作品について、行政関係者及び民間有識者等で構成する評価検討会で検討を行い、道において、道民投票の対象とする作品を決定する。
- (2) 道民投票を実施し、その結果も踏まえ、道が最終案1点を確定する。
- (3) 評価検討会及び道民投票の実施方法については、別に定める。

### 4 公募作品の選考基準

次の基準も踏まえ、総合的に判断することとする。

- (1) 子育て世帯等が優先サービスの提供対象者であることが容易にイメージされるデザインであること。
- (2) 道内に広く普及することが想定され、親しみを感じるデザインであること。
- (3) デザインの視認性や各種用途に応じた経済性に配慮されていること。
- (4) その他公募条件を満たすデザインであること。

### 5 表彰の方法

表彰は、保健福祉部少子高齢化対策監が副賞（15,000円以内の記念品）を贈呈して行う。

### 6 庶務

本事業に関する庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課が行う。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、保健福祉部少子高齢化対策監が別に定める。

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」のデザイン公募要項

### 1 はじめに

北海道では、平成16年（2004年）に全国初の少子化対策条例となる「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を制定し、令和2年（2020年）4月には第4期の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」をスタートしました。

この度、道内の子育て世帯を対象とした「子育て世帯の外出に関するアンケート」の結果等も踏まえ、妊娠中の方を含めた子育て世帯が安心して外出できる取組みをより一層強化すべく、道内の公共施設や民間商業施設などに掲示し、妊婦・子育て世帯に様々な優先サービスを提供していることを示すシンボルマークとなる「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」のデザインを募集することといたしました。

北海道の子育てを応援したい、そんな皆様の思いが溢れるアイデアを是非お待ちしております。

### 2 優先マークの利用方法・作成条件等

- (1) 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」は、当該優先マークを掲示する公共施設や民間商業施設等が、妊婦・子育て世帯に対し、様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークです。このため、妊婦・子育て世帯がサービスの対象者であることがイメージされ、かつ、導入する施設や利用者等が親しみを感じるデザインを作成してください。

《提供する優先サービスの例》

- ・ 離乳食等の利用に係る店内電子レンジ等での温めサービスの提供
- ・ 会計時に行列ができている場合の妊婦・子育て世帯への優先レジ対応
- ・ 飲食店等における妊婦や乳幼児等を連れた子育て世帯のための優先スペースの確保
- ・ 出産間近の妊婦等の利用を想定した職員研修等を実施するタクシー事業者の車両への掲示 など

※サービスの内容については、民間事業者等に様々なアイデアを募集の上、積極的に優先マークの掲示対象となるサービスとして認定していく予定です。

- (2) アンケートによれば、道内の子育て世帯の外出手段として最も多いのが自家用車 (69%)であると同時に、外出先で最も不便に感じる点も駐車場が狭い (27%)ことでした。これを受け、妊婦・子育て世帯のための優先駐車スペースの導入に向けた取組みを進めるとともに、「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」を当該駐車スペースに塗装（あるいは、道路コーン等にプリントし、チェーン等で区画を整理）することを利用方法の一つとして想定しています。こうした利用も念頭に、屋外における視認性や道路への塗装等に係る経済性にも配慮の上、デザインを作成してください。
- (3) 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の対象となる方は次のとおりです。

ア 妊娠中の方

イ ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯

- (4) デザインについては、キャラクターのようなデザイン、ピクトグラムのようなデザイン、あるいは、両者を組み合わせたデザインのいずれであっても差し支えありません。コンセプトとなる次のようなキーワードやイメージを連想するデザインを作成してください。
- ・北海道、妊婦、子育て世帯、乳幼児、外出支援、子育てバリアフリー、親しみ、優しさ、思いやり、雪国など（これ以外のキーワードの利用も可能です）
- (5) 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」に、文字・数字等は含めないでください。
- (6) 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」に、北海道の他のシンボルマーク等のデザインは含めないでください。また、身体障がい者マーク（車いすマーク）など、既存のマークの趣旨と混同するデザインは作成しないでください。
- (7) 配色については、特に指定しませんが、道路塗装時等における経済性についても、審査項目の一つとなる点について、予め御注意ください。また、道路塗装時等のみ、配色を白のみに限定するなど、用途に応じ配色を変更する場合は、想定する用途及び配色等を別途指定するほか、変更後のデザインも併せて提出してください。

### 3 応募資格

- (1) 日本国内に住所を有する（現に居住する）個人又は団体。なお、連絡は全て日本語で実施しますので、日本語での意思疎通が可能であることが応募条件となります。
- (2) 年齢について、要件は設けませんが、未成年者が作品に応募する場合は、必ず事前に父母等の親権者の同意を得てください。なお、道民投票の前に事前に親権者等へも確認の連絡を行うほか、最終案に選定された場合は、記念品の贈呈等を含む各種対応について、改めて親権者等へ連絡を行う場合がありますので、予め御了承ください（詳細については、「7 選考方法」等を参照）。
- (3) 団体等から応募する場合は、代表者を1名選定するとともに、当該デザインの創作に関わる全ての構成員を明示してください。なお、当該代表者が責任をもって、創作に関わる全ての構成員から作品の応募に係る同意を得てください。
- (4) デザイン作成に係る経験や過去の受賞歴、プロ・アマ等の区別は一切問いません。
- (5) 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の審査及び選考に関与する関係者については、応募できません。

### 4 応募作品数

1人（1団体）3点まで

※個人及び団体のいずれから提出する場合も、総数3点まで

## 5 応募期間

令和 4 年（2022 年） 9 月 16 日（金） 9 時開始

令和 4 年（2022 年） 11 月 30 日（水） 17 時必着

## 6 応募方法

(1) 電子申請、郵送又は持参のいずれかの方法で作品を提出してください。

(2) 各種条件等

	電子申請	郵送又は持参
応募先等	<p>○北海道のHPを参照し、応募フォームに必要事項を記入の上、提出してください。なお、複数作品を応募される場合は、作品毎に応募フォームを作成の上、提出してください。</p> <p>※URLはこちらを参照 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark-koubo.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark-koubo.html</a></p> <p>※提出するファイルは次の条件に従ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ファイル形式：JPEG、PDF</li><li>・ファイル容量：10MB 以内</li><li>・解 像 度：300dpi 以上</li></ul>	<p>○別紙の応募様式にデザイン及び必要事項を記入の上、次の応募先まで提出してください。</p> <p><b>【提出先】</b> 〒060-0004 北海道札幌市中央区4条西3丁目1札幌駅前合同ビル6階 北海道妊婦・子育て世帯優先マーク公募受付事務局（株式会社インサイト内）行</p> <p>※持参による受付時間は、平日午前9時～午後5時。</p>
その他	<p>○使用するデザインソフト等の種類は問いませんが、提出の際は、必ず指定するファイル形式等で提出してください。なお、手書き作品をスキャンしたものや写真での応募はできません（手書き作品の応募は右欄参照）。</p> <p>○御提出いただいた作品のデータについては、後日、編集可能な形式でのファイルの送付をお願いすることがあります。</p>	<p>○作成した電子データを別紙に添付し印刷したもの、又は、手書きによる作成等のいずれも可能です。</p> <p>○手書きの作品が採用された場合は、後日事務局にて、応募者とも調整の上、応募作品を電子化します。なお、電子化の過程で応募者の想定する色調や輪郭等が表現できない場合は、事務局が当該作品の電子化に係る最終決定権限を有するものとします。</p> <p>○郵送又は持参により提出された作品について、返却等の対応は一切いたしません。</p>

(3) デザインの応募に係る一切の費用については、応募者において負担してください。



## 7 選考方法

- (1) 公募したデザイン案については、別途有識者等で構成する評価検討会における採点結果や評価検討会の構成員による意見交換等の結果に基づき、道において一定数に選考の上、道民投票にて最終案（受賞作品）1点を確定します。なお、公正を期すため、いずれの選考過程においても、応募者氏名などの個人情報伏せの上で、審査を行います。
- (2) 評価検討会における審査内容（特に落選理由）については、評価検討会における自由で闊達な議論を担保する関係から、理由の如何を問わず、事務局が開示する情報以外、一切問い合わせ等には対応できません。
- (3) 道民投票を実施することとなったデザインの応募者（若干名）及び最終デザイン案の応募者（1名）にのみ、事務局より経過等について、別途御連絡します。なお、道民投票の結果については、北海道のHPにより公表します。

## 8 対外公表

評価検討会や道民投票の概要及び受賞作品の応募者氏名等については、北海道のHPで公表します。

## 9 授賞式等

受賞作品の応募者には、北海道より記念品（15,000円以内）を贈呈するほか、本事業に協力する道内市町村（石狩市及び三笠市）から特産品（各7,500円以内）を贈呈します（総額約30,000円）。また、当該記念品等を贈呈する授賞式を別途開催予定であるほか、当日のプレス対応等への御協力をお願いする場合がありますので、予め御了承ください（詳細は別途調整します。なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、オンラインでの開催となる場合がございます）。

## 10 権利関係等

- (1) 応募する作品は、応募者が独自に作成したオリジナルかつ未発表の作品に限ります。
- (2) 受賞作品のデザインについて、応募者と協議の上、使用に際し必要な補作（修正）をお願いすることがあります。
- (3) 受賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等の一切の権利は北海道に帰属するものとし、応募者は無償で北海道に譲渡するものとし、また、応募者は、受賞作品に関し、著作者人格権を行使しないものとし、
- (4) 受賞作品の作者は、受賞した作品に類似したロゴマーク等を制作することは出来ません。
- (5) 応募作品が、既発表のデザインと同一若しくは酷似している場合、又は第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本要項に反している場

合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

- (6) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。北海道は一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、北海道が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

#### 11 事務局（問合せ先・受託者）

株式会社インサイト 担当 奥田

電 話：011-233-2222

メール：mirai@ppi.jp

#### 12 主催者（委託者）

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

電 話：011-204-5235

メール：hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp

# 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」 応募様式

## 1 作品

《優先マークデザイン案》

※枠内記入（枠の大きさの変更は可。詳細下記（注）参照）

## 2 作品説明（作成意図等がわかるよう自由に記載してください。100～200文字程度）

## 3 応募者の情報

（代表者）氏名【年齢】	〇〇 〇〇【△△歳】
所属団体名等 その他構成員氏名	※個人による提出の場合は記載不要
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇都道府県〇〇市町村〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号【種別】	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇【自宅/携帯/会社】
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

（注）

※複数作品を応募する場合は、応募作品ごとに本様式を作成してください。

※道路塗装用等のために同様のデザインで配色を変更する場合等は、配色変更後のデザインも枠内に記載してください（別葉とはしないでください）。

※デザイン案の枠の大きさの変更は可能としますが、提出時は、1から3の全ての情報がA4・1枚に収まるよう調整してください。なお、本注や不要な記載項目（個人が提出する場合の「所属団体名等・その他構成員氏名」欄）は、提出時、削除して差し支えありません。

※団体等から提出する場合で、構成員が多く、スペースをとる場合は、「所属団体名等・その他構成員氏名」欄について、別紙による提出も可能としますが、当該欄に「詳細別紙」と記載するなど、別紙により説明されている点を補足してください。

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る評価検討会 開催要領

### (目的)

第1条 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」作成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の3（3）及び「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」のデザイン公募要項（以下「公募要項」という。）の7に基づき、応募された「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」（以下「優先マーク」という。）のデザインについて、行政関係者及び民間有識者等から意見聴取を行い、道において、道民投票を実施する作品の選考に資するため、次のとおり「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る評価検討会（以下「評価検討会」）を開催する。

### (議題)

第2条 評価検討会の議題は次のとおりとする。

- (1) 公募要項に基づき応募された作品に対する意見等について
- (2) 道民投票を実施する作品の条件等について
- (3) その他、優先マークの選考等に関し、必要な事項について

### (構成)

第3条 評価検討会は、6名以内で構成する。

- 2 構成員は、別紙1の関係者の中から、保健福祉部少子高齢化対策監が選定する。

### (運営)

第4条 評価検討会は、保健福祉部少子高齢対策監が招集し、主催する。

- 2 評価検討会に座長を置き、保健福祉部子ども未来推進局長がこれを行う。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に評価検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (意見聴取等)

第5条 構成員からの意見聴取等については、別紙2に基づき実施する。

### (事務局)

第6条 評価検討会の事務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課及び株式会社インサイトが協力してこれを処理するものとする。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価検討会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部少子高齢化対策監が別に定める。

評価検討会構成員

- 1 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）に参加し、道と協働で事業を実施する石狩市及び三笠市関係者 各1名
- 2 イラストデザイン等に精通する民間有識者 1名
- 3 ユニバーサルデザイン・ピクトグラム等に精通する民間有識者 1名
- 4 子育て世帯等の利用頻度の高い道内商業施設等の代表者 1名
- 5 子育て世帯等の支援を行う道内民間団体等の代表者 1名

構成員からの意見聴取の方法等について

- 1 構成員は、予め公募要項の規定を確認するとともに、公募により提出された全ての作品について、別添「公募作品採点表」（以下「採点表」という。）に基づき、作品を採点し、採点結果を事務局に提出する。
- 2 事務局は、構成員から提出された採点表を取りまとめの上、各構成員の採点点数を合算するとともに、合計点が高い順に作品を整理し、評価検討会に提出する。
- 3 座長は、評価検討会において、各構成員の採点状況等を説明するとともに、各構成員から意見の集約等を行う。
- 4 評価検討会の終了後、保健福祉部少子高齢化対策監は、構成員が採点した合計点数が最も高い作品を優先しつつ、評価検討会における意見を勘案の上、道民投票を実施する作品（4作品以内）を決定する。
- 5 その他、公募要項7の規定に基づき、公正を期すため、応募者氏名などの個人情報伏せた上で採点及び評価検討会におけるヒアリング等を実施するほか、道民投票を実施する作品を決定するまでの概要等については、事務局において取りまとめの上、道のウェブサイトで公開するものとする。

公募作品採点表

採点者氏名           ○○  ○○          

評価項目	評価基準	配点	作品1	作品2	作品3	作品4	作品5	作品6	作品7
デザイン性	妊婦・子育て世帯（ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯）が対象であることが容易にイメージできるか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
	導入する施設や利用者等が親しみを感じるデザインであるか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
視認性	屋外における利用を想定しており、誰もが見やすいデザインとなっているか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
経済性	道路等への塗装を想定しており、過度に色数の多いデザインとなっていないか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
独創性	応募者の作成意図も踏まえ、デザインにオリジナリティーが認められるか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
その他	既存のシンボルマーク等の趣旨と混同するデザイン、文字・数字等を含むデザインなど、公募要項の規定に反したデザインではないか。	5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている							
合計（30点満点）			0点	0点	0点	0点	0点	0点	0点
その他コメント・補足事項等（自由記述）									

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る道民投票 実施要領

1 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」作成事業実施要綱の3（3）に基づき、公募作品に係る道民投票の実施方法等を次のとおり定める。

(1) 実施理由

「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」（以下「優先マーク」という。）が広く普及するためには、道内における優先マークの認知度の向上が必要であるほか、優先マークに愛着を持っていただくことが重要であることから、優先マークの選考過程において、道民の意見を確認することによって、認知度の向上を図るとともに、より広く道民に受け入れられるデザインを選定するための参考に資するため、道民投票を実施するもの。

(2) 投票作品の選考方法

「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の公募作品に係る評価検討会開催要領に記載のとおり。

(3) 投票の方法

インターネットを活用したオンライン投票とする。

(4) 投票ができる者

投票時点において、現に道内に居住する者

(5) 投票回数

1人につき1回（1票）まで。最も優れている作品1点に投票する。

(6) その他

ア 優先マークを作成する道の事業目的及びデザインを作成した製作者の作成意図等については、投票フォーム等に掲載することとする。

イ 投票に際し、当該作品に投票した理由を記載する自由記述欄を設けることとする。

2 道民投票による意見を取りまとめの上、当該結果を勘案し、最も投票数を獲得した作品を基準として、保健福祉部少子高齢化対策監が採用作品一点を確定する。

3 この要領に定めるもののほか、道民投票の実施に当たり必要な事項については、保健福祉部少子高齢化対策監が別途決定する。